障害者活躍推進計画

144 88 5	.1.3448 A 444 E	
機関名	山梨県企業局	
任命権者	山梨県公営企業管理者	
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
山梨県企業局	令和元年6月1日現在において、山梨県企業局の障害者雇用率は	
における障害	4. 35%で、法定雇用率(2. 5% 令和3年4月までに2. 6%)	
者雇用に関す	を上回っており、当面は下回る恐れは少ないが、障害のある職員が中	
る課題	途で離職することがないよう、働きやすい職場環境の整備等に積極的	
	に取り組んでいく必要がある。	
目標		
① 採用に関	〇(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上	
する目標	(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率:4.35%	
	法定雇用率:2.5%(令和3年4月までに2.6%)	
② 定着に関	不本意な離職者を極力生じさせない。	
する目標		
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	〇障害者雇用推進者として総務課長を選任する。	
	〇障害者が在籍する所属にあっては、障害者である職員からの相談を	
	受け付ける「障害者相談員」を選任し周知する。	
(2)人材面	〇障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)に	
	ついて、山梨労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習	
	を受講させる。	
	○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、山梨	
	労働局が開催する「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」の	
	受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない)	
	職員に限る。)。	
	○職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例につい	
	て、知事部局が開催する障害者雇用促進研修会への受講案内を行	
	い、参加を募る。	
2. 障害者の活	0、9加と好る。 	
	〇各所属の実情等を踏まえ、職務整理表や組織内アンケート等を活用	
	し、障害者である職員の職務の選定及び創出について検討を行う。	
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
 3. 障害者の活	クケンクがくさんいるがの点検を打い、必要に応じて検討を打り。 	
(1)職務環		
境	○陸音句が600安全を踏まれ、環境空間で就ガ又援機品の購入を検討 する。	
場	│ 9 つ。 │○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチ│	
	ェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○新規に採用した陰害者については実期的に西談を行い、必要な配慮	
	〇新規に採用した障害者については定期的に面談を行い、必要な配慮	
	等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 	

		〇障害者相談員への相談や、定期的な面談時に、必要な配慮等の有無
		を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必
		要な措置を講じる。
		〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ
		も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集•採	〇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	用	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
		・自力で通勤できることといった条件を設定する。
		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら
		れること」といった条件を設定する。
		・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	〇テレワーク勤務及び早出・遅出勤務や、時間単位の年次有給休暇、
		傷病休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) その他	〇年2回の定期的な人事面談のほか、必要に応じて随時面談を実施
	の人事管理	し、状況把握・体調配慮を行う。
		〇中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をい
		う。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環
		境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
		〇本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活
		用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有
		し、適切な支援や配慮を講じる。
4	. その他	
		〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関す
		る法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活
		躍の場の拡大を推進する。